

【別紙1】児童生徒が通所する民間施設を指導要録上出席扱いとするための評価表

合志市教育委員会

児童生徒が通所する民間施設について、本評価表を用いて「合志市フリースクール民間施設連携ガイドライン」に沿うものであるか総合的に判断するものとする。

項 目	
1	実施主体について 実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識や豊富な経験があり、かつ社会的信望がある。
2	事業運営の在り方と透明性の確保について ①不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。 ②入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が文書やHP等に明確に提示され、保護者等に情報提供がなされている。
3	相談・指導の在り方について ①児童生徒の命や人格を尊重した人間味ある温かい相談や指導が行われている。 ②相談・指導の対象となるものが当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。 ③受け入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況把握が適切に行われている。 ④指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、我が国の義務教育制度を前提として、当該児童生徒に対し適切な内容の相談や指導が行われている。 ⑤児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等と教育相談を行い、必要な情報を提供している。 ⑥体罰などの不適切な人権侵害行為が行われていない。 ⑦学習指導要領に準拠した教科書をもとに学習指導が行われている。また、支援を要する児童生徒については、学習内容や指導方法が十分配慮されている。
4	相談・指導の在り方指導スタッフについて ①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解があり、不登校への支援について専門的な知識・経験を持っている。 ②専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっている。
5	施設、設備について 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備がある。
6	学校と施設との関係について 児童生徒のプライバシーに配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校と十分に連携している。
7	家庭との関係について 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭と十分に連携している。
8	他市町村教育委員会との連携について 施設を利用している児童生徒が在籍する該当の市町村教育委員会は連携している。